

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理(イメージ図)

子育て世代包括支援センター(母子健康包括センター)

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 - ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・支援プランの策定

要保護児童対策地域協議会

- 関係機関が情報共有し、連携して対応

保健機関

医療機関

地域子育て支援拠点・児童館

保育所・幼稚園

学校・教育委員会

要保護児童対策調整機関

- ・責任をもつて対応すべき
- ・支援機関を選定
- 主担当機関が中心となつて支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を
- ・管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力
- ・要請

市区町村子ども家庭総合支援拠点

- ・実施主体は市区町村(業務の一部委託可)
- ・複数の市区町村による共同設置可
- ・子ども家庭支援全般に係る業務
- ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- ・要支援児童及び重要保護児童等への支援業務
- ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導指揮を受けて市区町村が行う指導
- ・関係機関との連絡調整
- ・支援拠点が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一貫性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
- ・他の必要な支援
- ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援
- ・他の必要な支援

民生児童委員

里親

児童相談所

民間団体



乳児院

児童養護施設

警察

1

児童相談所(一時保護所)

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等(児童や家族への援助方針の検討・決定)
- 一時保護、措置(里親委託、施設入所、在宅指導等)
- 市区町村援助(市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助)等

リスクの程度

市区町村

都道府県

低

高

※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能をもつ場合を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。